

現状説明資料（倉田委員からの提供資料） 資料提供 倉田亨

淀川水系の京都府下7河川の漁業について

○上桂川・大堰川・保津川・京淀川・賀茂川・宇治川・木津川を対象

<河川漁業の見方のポイント>

河川漁業は、沿岸海面漁業とともに、1886（明治19）年漁業組合準則によって、農地に準じたものとして江戸時代の慣行の継承を認められ、1901（明治34）年漁業法によって、漁業権（20年更新・更新自由の物権、賃貸可・譲渡可の専用漁業権）が定められたが、1949（昭和24）年に改正され河川漁業は第5種共同漁業権（10年の期間用益権、養殖を義務付け、譲渡、貸与禁止）となった。漁業法は第一条「～水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて民主化を図ることを目的～」に漁業法のねらいを定めている。つまり河川漁業も河川水面を総合的に利用し、漁業生産の場として10年の用益権として知事が免許を与える形の権利となっている。（農業と同様に、主として河川で水産物食料を増産するため、増殖を義務づけて来た。組合員や遊漁者が食料生産に関わることを前提とした法制として成立した）

漁業協同組合員資格（河川漁業） ……採捕または増殖に30～90日従事

（水産業協同組合法第18条）

工作物による補償 ……漁獲高減少の補填額を当てる

漁場計画 ……重量または尾数で、増殖量を表示（増殖目標）、毎年度

遊漁規則 ……11条に亘る規定を設ける

<京都府下の淀川水系の漁業の様子紹介>…資料の説明

1. 遊漁者数の動向
2. 漁協組合員数の動向
3. 種苗放流の平成12年までの5ヵ年の平均と評価
4. アユに関する漁場の条件などの変化、および遊漁者の苦情等
5. 河川別の河川漁業の抱える問題（外来魚・野鳥・ゴミ等）
6. 河川漁業の事業収支の実情

<河川の望ましい利用…河川のあり方についての提言>

〔 資料1.～6. 〕 添付
〔 参考資料 〕

遊漁者数の推移 —— 第5次～第10次漁業センサスによる ——

(単位:100人)

京都府 (18漁協計)

	昭和48	昭和53	昭和58	昭和63	平成5	平成10
サケ・マス類	59	136	187	272	177	146
アユ	965	1,514	836	1,041	729	893
コイ	142	602	114	135	60	93
フナ	65	442	67	98	49	84
ワカサギ		100				1
その他	718	5,929	836	728	98	628
合計	1,948	8,724	2,040	2,274	1,113	1,845

全国

	昭和48	昭和53	昭和58	昭和63	平成5	平成10
サケ・マス類	3,609	6,452	7,120	14,299	24,224	22,370
アユ	38,509	37,186	37,132	51,309	66,981	47,755
コイ	7,374	10,804	13,747	15,217	15,382	12,527
フナ	14,189	13,263	18,070	14,438	13,811	13,175
ワカサギ	3,298	1,569	5,349	1,945	3,342	6,700
その他	16,086	18,875	15,080	12,211	10,593	28,932
合計	83,066	88,148	96,498	109,419	134,333	131,459

遊漁券販売枚数と遊漁料収入

漁協名	漁協名	8年	9年	⑨/⑧	10年	⑩/⑨	11年	⑪/⑩	12年
上桂川	アユ年券	3,138	3,097	98.7%	3,184	102.8%	2,879	90.4%	2,381
	遊漁料収入	47,011	45,432	96.6%	47,359	104.2%	42,550	89.8%	36,991
大堰川	アユ年券		75	#DIV/0!	98	130.7%		0.0%	80
	遊漁料収入	1,002	806	80.4%	1,002	124.3%	865	86.3%	972
保津川	アユ年券	1,123	962	85.7%	953	99.1%	851	89.3%	781
	遊漁料収入	14,260	13,627	95.6%	13,777	101.1%	12,017	87.2%	11,216
京淀川	アユ年券			#DIV/0!		#DIV/0!		#DIV/0!	
	遊漁料収入	167	181	108.4%	113	62.4%	151	133.6%	85
賀茂川	アユ年券	309	269	87.1%	226	84.0%	181	80.1%	141
	遊漁料収入	7,091	7,111	100.3%	5,878	82.7%	5,008	85.2%	4,147
宇治川	アユ年券	416	336	80.8%	418	124.4%	331	79.2%	266
	遊漁料収入	3,680	2,993	81.3%	3,799	126.9%	3,098	81.5%	2,283
木津川	アユ年券	715	664	92.9%	619	93.2%	556	89.8%	
	遊漁料収入	8,564	8,503	99.3%	8,011	94.2%	6,842	85.4%	6,751

漁協組合員数

漁協	平9年	平13年	5カ年の減少率
上桂川	1,034 人	860 人	17.8 %
大堰川	640	640	0.0
保津川	991	887	9.6
京淀川	124	124	0.0
賀茂川	229	186	18.8
宇治川	367	364	0.8
木津川	694	694	0.0
計	4,079	3,755	7.9

平成12年度 遊漁券販売枚数

	アユ振付型別		アマゴ		コイ		雑		ダム券
	年券	日券	年券	日券	年券	日券	年券	日券	
上桂川	2,457	398	588	260	—	—	73	148	—
大堰川	80	17	—	—	—	—	15*	832	—
保津川	781	59	213	32	—	—	113	15	—
京淀川	(詳細不明)								
賀茂川	(詳細不明)								
宇治川	266	16	—	—	176	65	—	—	—
木津川	692	267	25	6	—	—	—	—	* 885

* 大半がバス釣.

放流実績：アユ

平成8年から平成12年までの平均

漁協	期間	回数	場所	1尾の重量	放流量	種類	業者数	増殖目標	比率
上桂川	4月中旬～5月上旬	12回	31ヶ所	5～15g	6,790kg	人工、海産を含む	5業者	2,280kg	298%
大堰川	4月中旬～6月上旬	3回	86ヶ所		1,560kg		1業者	600kg	260%
保津川	4月上旬～6月中旬	7回	40ヶ所	7～10g	4,626kg	人工、海産を含む	4業者	2,570kg	180%
京淀川	5月下旬	1回	3ヶ所	5g	260kg		1業者	10kg	2600%
賀茂川	4月下旬～5月下旬	7回	113ヶ所	8～10g	1,512kg		2業者	700kg	216%
宇治川	4月中旬～5月下旬	6回	8ヶ所	10g	1,740kg			710kg	245%
木津川	4月上旬～5月中旬	7回	28ヶ所	6～16g	2,745kg		2業者	1,350kg	203%

放流実績：コイ

平成8年から平成12年までの平均

漁協	期間	回数	場所	1尾の大きさ	放流量	種類	業者数	増殖目標	比率
上桂川	9月中旬～10月下旬	1回	7ヶ所	19～20g	200kg		1業者	200kg	100%
大堰川	12月上旬～12月中旬	1回	12ヶ所	10cm	363kg		1業者	400kg	91%
保津川	12月上旬～12月中旬	1回		20g	160kg		1業者	200kg	80%
京淀川	12月上旬	1回	3ヶ所	25g	500kg		1業者	500kg	100%
賀茂川	11月下旬～12月中旬	1回	22ヶ所	20～25g	102kg		1業者	100kg	102%
宇治川	10月中旬～11月中旬	1回	2ヶ所	20g	400kg		1業者	400kg	100%
木津川	7月中旬～12月中旬	10回	17ヶ所	5～20g	1,207kg	成魚を含む	1業者	300kg	402%

放流実績：フナ

平成8年から平成12年までの平均

漁協	期間	回数	場所	1尾の重量	放流量	種類	業者数	増殖目標	比率
上桂川	9月下旬～11月中旬	1回	7ヶ所	19～20g	140kg		1業者	140kg	100%
大堰川	12月上旬～12月中旬	1回	12ヶ所	10cm	140kg			100kg	140%
保津川	12月上旬～12月中旬	1回		20g	140kg		1業者	200kg	70%
京淀川	12月上旬	1回	3ヶ所	20g	650kg		1業者	200kg	325%
賀茂川	11月下旬～12月上旬	1回	20ヶ所	20～25g	100kg		1業者	100kg	100%
宇治川	10月中旬～11月中旬	1回	2ヶ所	20g	100kg		1業者	100kg	100%
木津川	11月下旬～12月中旬	1回	14ヶ所	100～180g	2,000kg	成魚		300kg	667%

京都府内水面漁場管理委員会

平成12年10月

放流実績：ハエ

平成8年から平成12年までの平均

漁協	期間	回数	場所	1尾の重量	放流量	種類	業者数	増殖目標	比率
上桂川	6月上旬	1回	6ヶ所	5 ~ 6g	150kg		1業者	150kg	100%
大堰川	12月上旬 ~ 12月下旬	1回	2ヶ所	5 ~ 7cm	153kg		1業者	120kg	127%
保津川	11月下旬 ~ 12月上旬	1回		7g	60kg		1業者	60kg	100%
京淀川	12月上旬 ~ 12月中旬	1回	3ヶ所	10g	60kg		1業者	30kg	200%
賀茂川	11月下旬	1回	20ヶ所	~ 3.5g	120kg		1業者	120kg	100%
宇治川	6月下旬 ~ 8月下旬	1回	2ヶ所	10g	120kg		1業者	120kg	100%
木津川	6月上旬 ~ 7月上旬	1回	4ヶ所	4 ~ 7g	256kg		1業者	300kg	85%

放流実績：ウナギ

平成8年から平成12年までの平均

漁協	期間	回数	場所	1尾の重量	放流量	種類	業者数	増殖目標	比率
上桂川	6月下旬 ~ 8月下旬	1回	8ヶ所	15 ~ 20g	60kg		1業者	60kg	100%
大堰川	6月下旬 ~ 9月中旬	1回	7ヶ所		30kg			30kg	100%
保津川	6月下旬 ~ 9月上旬	1回		10g	30kg		1業者	30kg	100%
京淀川	7月下旬 ~ 10月上旬	1回	3ヶ所	10g	36kg		1業者	30kg	120%
賀茂川	4月下旬 ~ 5月中旬	1回	18ヶ所	10g	20kg		1業者	20kg	100%
宇治川	6月下旬 ~ 9月上旬	1回	3ヶ所	5g	20kg		1業者	20kg	100%
木津川	6月下旬 ~ 9月上旬	1回	8ヶ所	15 ~ 30g	40kg		1業者	40kg	100%

放流実績：マス類

平成8年から平成12年までの平均

漁協	期間	回数	場所	1尾の重量	放流量	種類	業者数	増殖目標	比率
上桂川	3月中旬 ~ 4月上旬	3回	22ヶ所	5 ~ 6g	735kg	アマゴ	2業者	25kg	2940%
大堰川	12月上旬 ~ 4月中旬	1回	2ヶ所	10cm	120kg		1業者	225kg	53%
保津川	3月中旬 ~ 3月下旬	3回	14ヶ所	80g	450kg		1業者	30kg	1500%
京淀川	12月上旬 ~ 12月中旬	1回	2ヶ所	10g	100kg	アマゴ	1業者	20kg	500%
賀茂川	3月上旬 ~ 3月下旬	6回	163ヶ所	30 ~ 50g	1,552kg	アマゴ成魚、イワナ成魚	2業者	40kg	3880%
宇治川	3月中旬 ~ 3月下旬	1回	2ヶ所	50 ~ 60g	128kg	アマゴ成魚	1業者	10kg	1280%
木津川	2月下旬 ~ 12月上旬	2回	12ヶ所	10 ~ 35g	280kg	アマゴ稚魚、成魚	1業者	30kg	933%

放流実績：カワヨシノボリ 平成8年から平成12年までの平均

漁協	期間	回数	場所	1尾の重量	放流量	種類	業者数	増殖目標	比率
上桂川	5月下旬～6月上旬	1回	7ヶ所	0.5～0.6g	30kg		1業者	30kg	100%
保津川	5月下旬～7月中旬	1回		1g	30kg		1業者	30kg	100%
賀茂川	5月下旬～7月上旬	1回	22ヶ所	0.5g	30kg		1業者	30kg	100%
美山	6月中旬～7月上旬	1回	3ヶ所	0.5～1g	30kg		1業者	30kg	100%
由良川	6月上旬～9月中旬	1回	10ヶ所	～0.5g	30kg		1業者	30kg	100%
合計		4回	35ヶ所		150kg		5業者	150kg	100%
平均		1回	11ヶ所				1業者		

○現在の増殖目標数について

漁協	数量は	理由
上桂川	適当	河川流域面積からすれば、65万尾は適当であるが、1尾3.5g、2、280kgは適当ではない。稚魚は1尾5～6gの魚が適当と思われる
大堰川	少なすぎる	
保津川	少なすぎる	野鳥（カワウ等）の被害、外来魚の増加、魚病（冷水病）等による歩留まり率の低下
賀茂川	少なすぎる	稚魚の大きさが以前より大きくなった
宇治川	少なすぎる	アユ苗のぜい弱化、冷水病などの魚病による歩留まりが悪い為、目標数の2倍以上放流しなければならない
木津川	多すぎる	生息に必要な餌の減少、漁場の環境悪化

57

○アユの餌となるけい藻の状態

漁協	量	質	そう判断した理由
上桂川	非常に少ない	悪くなった	度重なる河川工事により、河川から転石が少なくなり、砂利の多い河川となった。又、河川工事による汚濁水や家庭雑廃水は、質の良い藻の発生を阻害している
大堰川	非常に少ない	悪くなった	河川の汚濁
保津川	少ない	悪くなった	日吉ダムが増水時の放流量調整により、流水量の変化が少ない（年間を通して）。増水による地形の変化がみられない
賀茂川	少ない	悪くなった	瀬や淵が土砂等で埋まった
宇治川	少ない	悪くなった	水質汚濁した
木津川	非常に少ない	悪くなった	ダムの放流調整により下流域の水量が不足し、河床の変化がない

○昔と比べて漁場が変化したか。大きく変化した場所があれば記入。〈アユ〉

漁協	漁場面積	漁場環境	変化した理由、場所
上桂川	少し減少	少し悪化	平成10年完成の日吉ダムの関連工事により、下流宇津地区一帯の河川は平坦化し、兩岸はブロックやセメントで固められ、漁場としては少し悪化した
大堰川	かなり減少	かなり悪化	日吉ダムの完成。
保津川	少し減少	かなり悪化	亀岡地区の河川改修工事による減少及び悪化
賀茂川	かなり減少	かなり悪化	出水時に上流からの土砂が流れ、瀬、淵等が埋まった
宇治川	かなり減少	かなり悪化	天ヶ瀬ダムができて漁場が半減
木津川	変わらない	かなり悪化	上流域の開発及びダム湖の水質悪化、水量不足。管内上流の友釣専用区（南山城村、笠置町）

○推定される天然の資源量（天然遡上やダム湖での繁殖）〈アユ〉

漁協	天然遡上	資源量	変化した理由、場所
上桂川	ない	不明	天然遡上は全くなく、ダム湖での繁殖の実績も全くない
大堰川	ない	不明	
保津川	ない		
京淀川	ない		
賀茂川	ない		
宇治川	少ない	減った	淀川に大堰ができた為と思われる
木津川	少ない	減った	淀川長柄堰の魚道における遡上が困難及び水量の不足、水質の悪化、汚濁等

<平成12年> <アユ>

漁協	水温の高低、推移	流量の時期別変化、増水・濁水の状況	その他（増殖や遊漁に影響した事項、河川工事の影響等）
上桂川		4月～8月末まで濁水状態	水温の上昇と濁水状態により、アユの歩留まりも悪く、漁にも悪影響を及ぼした
大堰川	高温小雨	放流時、高温小雨、解禁時、釣りは高温小雨、網は低温濁水	
保津川	普通	普通	亀岡地区、河川改修工事
賀茂川	変化なし		5月27日、突発事故により悪水が流れアユ等が死滅した
宇治川	水温が上がらず放流時期を見あわす	空梅雨の為、濁水状態	
木津川	低水温	放流から解禁時、濁水	けい藻の付着、繁茂が悪い

<平成12年> <アユ>

漁協	歩留まり	漁況		魚病			具体的状況、理由
		釣り	網	種類	被害	判断	
上桂川	×	×	×	冷水病	やや大きい	3	
大堰川	××	××	××				
保津川	△	△	△	冷水病	わずか	3	記録的濁水の為、アユが移動しなかった（日吉ダムからの放流で水量は安定していた）。釣りの漁況は、場所ムラあり
賀茂川	××	××	×	冷水病	非常に大きい	4	前年度よりさらに悪化した
宇治川	△	△	△	冷水病	わずか	1	
木津川	×	×	×	冷水病	非常に大きい	3	高山ダム湖より放流水の低水温、水質悪化。本川上流域が特に悪い

○外来魚の生息場所と最近3年間の増減

(◎：特に多い、△：最近3年以内に新たに生息確認)

漁協	魚種	3年間の増減	生息場所	増減の理由
上桂川	オオクチバス ブルーギル	少し増加	上桂川下流域、 ◎天若ダム(日吉ダム)	限られた漁法(ルアー釣り で釣魚はリリースする)で、 限られた釣り人(ルアー釣り 師)が対象にする魚であるた めと、繁殖しやすい習性(親 魚が卵や稚魚を守る)を持つ ため、少し増えた模様。
大堰川	オオクチバス コクチバス	かなり増加	日吉ダム湖、 ◎桂川本流中流の深 み、 △園部川、田原川中流 の深み	密放流による。稚アユに混 じっている。
	ブルーギル	かなり増加	◎日吉ダム湖、 ◎桂川本流中流の深み	
保津川	オオクチバス コクチバス ブルーギル	かなり増加	全流域の深みに多数い る	自然繁殖。
賀茂川	オオクチバス コクチバス	少し増加	丸太町下流疎水放水路 より下流の全川深み	琵琶湖疎水からの流入と思 われる。
	ブルーギル	かなり増加		
宇治川	オオクチバス	少し増加	◎丸山浜、△田原川	
	ブルーギル	かなり増加	丸山浜、◎喜撰橋下、 ◎京滋バイパス下、 ◎中流域の深み	
木津川	オオクチバス ブルーギル	かなり増加	◎高山ダム湖、 ◎木津川本川全域	密放流。

○実施または検討している外来魚対策と効果

漁協	対策・効果
保津川	例年、ニゴイ、ウグイと同時に採捕しているが、効果は見られない。
木津川	ブラックバス捕獲駆除買い取り実施。繁殖が激しく、効果がない。

京都府内水面漁場管理委員会
平成12年10月

○野鳥による食害

漁協	野鳥名	場所	被害の程度
大堰川	カワウ	八木町内	百数十羽が乱舞し、魚（アユ、ハエ等）の食害が甚だしい。
保津川	カワウ、サギ	全域	大きい。
賀茂川	ユリカモメ	全域	不明。
宇治川	カワウ、サギ	全域	アユ種苗放流時、特に被害が大きい。
木津川	カワウ	大河原、加茂、木津、山城	捕獲カワウの体内よりフナ、コイ、ハエ等5～6尾（10～20cm）、食害あり。 ----- 3年間、約10羽の体内より同上の被害。

○実施または検討している野鳥の食害対策と効果

漁協	対策、効果
大堰川	京都府に野鳥駆除申請提出済み。
保津川	集中箇所では爆音機の設置、糸（釣糸5号）による空間の張り防除対策。花火の発火音による駆除等。
木津川	銃器による駆除（広域カワウ有害鳥獣駆除班対策協議会）実施。上記駆除実施の結果、カワウ飛来が激減（約2ヶ月程度）。

○遊漁者からの意見・苦情、遊漁者とのトラブルへの対応や説明（外来魚関係以外）

漁協	意見・苦情、トラブル	対応・説明
上桂川	アユの友釣り期間を長くしてほしいとの要望	組合員の要望と対比して調整し、対応している。
	高齢者、年少者、婦人、障害者の遊漁料免除の要望	中学生以下の子供の遊漁料免除と身障者の遊漁料半額免除の対応をしている。
保津川	河川改修工事に対する苦情	現地にて関係機関と立会、協議。
	水質異変の苦情等	保健所等への連絡、現地調査。
京淀川	遊漁券販売に伴うトラブル	担当組合員が、遊漁券を購入していただく理由をできるだけ理解してもらうよう説明する。
宇治川	釣れない	水量、天候に左右されるのでやむをえない。
	遊漁料がいるのか	漁業権魚種については、増殖経費をつかっているため遊漁料をとっている。
	川に汚い水を流している、汚いものを捨てている	原因をつきとめて対処する。
木津川	釣果の減少	放流の説明（数量、時期、場所）。水量、水温について、他の遊漁者の釣果の情報。

○ゴミ、汚物、土砂等がよく見つかる場所、溜まっている場所

漁協	種類	場所・時期	原因	被害の程度、対策
保津川	ゴミ、汚物	松尾橋上流	団体の飲食後の残物	組合員による回収作業(年2回)
		清滝川		監視員による事後指導
宇治川	ゴミ、汚物	京滋バイパス下		自転車、バイクは川に投げ入れられている。車は川のそばに放置されている。
	自転車、バイク、車			
木津川	家庭ゴミ、ゴミ、汚物	大河原、笠置 5～8月	キャンプ、アウトドア等による不法投棄	ゴミ袋数十袋。組合員他ボランティアによる美化活動。
	産廃、家庭ゴミ、農産物ほか	加茂、木津、山城、精華、京田辺ほか	各業者、農家ほか	近畿地建淀川工事事務所に連絡。

河川清掃の実績(12年)

淀川水系

	実施回数	延参加者	漁協負担金額
宇治川漁協	5	167	50,000
木津川漁協	88	269	2,300,000
保津川漁協	1	20	20,000
上桂川漁協	1	467	450,000
合計	95	923	2,820,000

※比率は、4年間の平均値を100%とした各年度の値。

増殖直接費

上段:種苗費及び輸送費
下段:増殖直接費合計

漁協	8年		9年		10年		11年		平均	
上桂川	29,808	102%	32,397	111%	26,269	90%	28,450	97%	29,231	100%
	30,695	102%	33,116	110%	27,033	90%	29,245	97%	30,022	100%
大堰川	5,776	97%	6,267	105%	5,885	99%	5,912	99%	5,960	100%
	6,121	97%	6,624	105%	6,190	98%	6,219	99%	6,289	100%
保津川	20,073	105%	22,407	117%	17,455	91%	16,793	88%	19,182	100%
	21,313	105%	23,573	117%	18,417	91%	17,582	87%	20,221	100%
京淀川	3,259	119%	2,928	107%	2,377	87%	2,368	87%	2,733	100%
	3,414	119%	3,065	107%	2,496	87%	2,493	87%	2,867	100%
賀茂川	9,104	99%	9,370	102%	8,986	98%	9,164	100%	9,156	100%
	9,581	100%	9,815	102%	9,397	98%	9,552	100%	9,586	100%
宇治川	8,276	110%	8,542	114%	7,222	96%	6,013	80%	7,513	100%
	8,276	110%	8,542	114%	7,222	96%	6,013	80%	7,513	100%
木津川	15,117	101%	15,302	102%	14,288	95%	15,302	102%	15,002	100%
	17,265	101%	17,814	104%	15,790	92%	17,814	104%	17,171	100%

漁協	増殖直接費の具体例(種苗費と輸送費を除く)
上桂川	放流経費、漁連納付金
大堰川	漁連賦課金
保津川	養殖地調査費、人件費、出荷時検査立会費
京淀川	漁連賦課金
賀茂川	漁連賦課金
木津川	漁連賦課金、人件費、種苗視察費

増殖間接費

上段:増殖間接費
下段:増殖経費合計(直接費+間接費)

漁協	8年		9年		10年		11年		平均	
上桂川	9,483	98%	9,631	99%	10,251	106%	9,463	97%	9,707	100%
	40,178	101%	42,747	108%	37,284	94%	38,708	97%	39,729	100%
大堰川	628	68%	923	99%	899	97%	1,267	136%	929	100%
	6,749	94%	7,547	105%	7,089	98%	7,486	104%	7,218	100%
保津川	3,351	93%	4,343	121%	3,486	97%	3,159	88%	3,585	100%
	24,664	104%	27,916	117%	21,903	92%	20,741	87%	23,806	100%
京淀川	120	58%	39	19%	184	89%	480	233%	206	100%
	3,534	115%	3,104	101%	2,680	87%	2,973	97%	3,073	100%
賀茂川	1,968	77%	2,344	92%	2,966	117%	2,886	114%	2,541	100%
	11,549	95%	12,159	100%	12,363	102%	12,438	103%	12,127	100%
宇治川	2,426	90%	2,753	102%	2,792	103%	2,865	106%	2,709	100%
	10,702	105%	11,295	110%	10,014	98%	8,878	87%	10,222	100%
木津川	11,826	112%	9,789	93%	11,837	112%	8,860	84%	10,578	100%
	29,091	105%	27,603	99%	27,627	100%	26,674	96%	27,749	100%

漁協	増殖間接費の具体例(漁場管理費を除く)
上桂川	漁連賦課金、監視員手当、遊漁券作成費、遊漁券販売手数料、広告宣伝費
大堰川	遊漁券作成費、遊漁券販売手数料、広告宣伝費
保津川	監視費、公害対策費
京淀川	河川パトロール、生育調査費
賀茂川	看板作成費、看板取り付け及び取り外し費用、川の清掃費
宇治川	公害対策費(水質検査費用)、増殖宣伝費
木津川	カワウ駆除出勤手当、有害魚駆除対策費、公害対策費

平成12年度漁業協同組合別収支状況

		遊漁料	賦課金	(補償)	収入計
1	上桂川	36,991,350	8,600,000		45,591,350
2	大堰川	972,400	3,840,000		4,812,400
3	保津川	11,216,000	6,868,000		18,084,000
4	京淀川	84,500	35,154,000		35,238,500
5	賀茂川	4,146,500	1,158,000		5,304,500
6	宇治川	2,283,000	1,656,000		3,939,000
7	木津川	6,751,650	3,114,000		9,865,650

増殖									
	種苗費	輸送費	増殖支払賦課金	遊漁券販売	遊券作成	増殖雑費	増殖経費計		
1	23,847,885	1,164,250	1,131,555	2,686,885	1,225,057	1,827,301	31,882,933	70%	
2	5,194,605	299,843	285,843	86,090			5,866,381	122%	
3	15,073,650	790,000	860,935	903,190	264,348	950,783	18,842,906	104%	
4	2,232,900	124,500	291,874	1,003,000			3,652,274	10%	
5	8,595,900	225,750	399,009	184,525	426,875	1,432,723	11,264,782	212%	
6	6,190,550	56,500	652,156	130,600		417,351	7,447,157	189%	
7	13,576,860	120,000	644,920	1,161,585	410,781	1,372,063	17,286,209	175%	

< 参考資料 >

漁業権制度について

1 漁業関係法令

水面の多くは公共水面であり、そこに生息している魚類等の水産動植物は無主物である。そのため、漁場の争い、資源の枯渇等の問題が生じる遠因となっている。

そこで、漁場利用秩序の維持と水産動植物資源の維持培養を計り、種々の漁業に依る漁場の総合的高度利用と水産資源の維持増大により漁業を発展させるという観点から漁業関係の法令が制定されている。

漁業関係法令のうち主要なものは次のとおりである。

◎漁業法（昭和24年法律第267号）〔以下「法」〕

漁業制度の基本を定めたもので、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用により、水面を総合的に利用し、もって、漁業生産力を維持増大させ、あわせて漁業の民主化を図る。

◎水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する。

◎京都府内水面漁業調整規則（昭和40年規則第33号）

漁業法及び水産資源保護法の規定により定められた規則であり、その実施に関し必要な事項を定めるとともに、漁業に関する法令とあいまって、京都府の内水面における水産資源の保護培養、漁業取締りその他の漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期する。

2 漁業権制度（特に共同漁業権制度について）

(1) 漁業権とはなにか

漁業権は①行政庁の免許により、②特定の水面において、③特定の期間を限って、④特定の漁業を営むことを得る、⑤権利である。

①漁業権は都道府県知事に申請してその免許を受けることによりつくり出される権利である（法§10）

②漁業権は、特定の水面において漁業を営む権利である（法§11）

漁業法は、「公共の用に供する水面」及び「公共の用に供する水面と連接して一体をなす公共の用に供しない水面」に適用される（法§3, 4）が、漁業権はこの適用水面中、特定の区域を限って漁場の区域とし、その中で漁業を営む権利である。

③漁業権は、特定の期間を限って漁業を営む権利である（法§21）

漁業権は、存続期間の定めがある権利（共同漁業権は10年）であり、所有権のように永久的なものではない。

④漁業権は特定の漁業を営む権利である（法§11）

漁業権は、あらゆる種類の漁業を営む権利ではなく、目的物の範囲、採捕の手段、方法等の態様において制限がある。

⑤漁業権は権利である

漁業権は、漁業という行為を独占排他的に営み、その利益を享受する権利であり、土地

所有権と異なり、水面、流水、水産動植物を所有あるいは占有する権利ではない。

漁業権は物権とみなされ、土地に関する規定が準用される（法§23）。

漁業権は、物権としての円滑な行使を確保するため、物権的請求権である妨害排除請求権（民法§198）及び妨害予防請求権（民法§199）を有し、漁業権者及び漁業行使権者は漁業権を侵害する行為の排除、停止を要求できる。

さらに、不法行為によって損害を被ったときは、損害賠償請求権（民法§709）に基づき、不法行為をなした者に対しその賠償を請求することができる。

(2) 漁業権の設定（法§11 I, §130 IV）…「漁場計画」（免許の内容等の事前決定）

都道府県知事は、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持増大させるためには、漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、免許しても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の意見をきき漁業権の内容たるべき事項（漁業種類、漁場位置、漁場区域、漁業時期、存続期間等）、免許予定日、申請期間及び関係地区を定めなければならない。

(3) 漁業権の免許の流れ

ア 「漁場計画」の公示（法§11 V）

イ 免許の申請（法§10）

ウ 免許についての適格性（法§14 VII）の審査……海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会への諮問

→共同漁業権：漁協（又は漁連）

エ 免許指令書の交付

オ 公示

(4) 「漁業行使権」

ア 組合員の漁業を営む権利（法§8）

漁業権の免許を受けた漁協の組合員は、漁業権行使規則に基づき、各自、漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する。

イ 漁業権行使規則

漁業権者である漁協が、漁業権の内容たる漁業の円滑な行使を図るため、組合員に対して、行使上の資格・制限、漁場管理費・増殖経費等の負担義務等を定めたもの（総会の特別議決事項）で知事の認可により効力が生じる

3 内水面における第5種共同漁業権

(1) 内水面漁業の特性

ア 海面と比べて専業者の比重が少ない

イ 漁業を営まない、単なる水産動植物の採捕者が広範に存在する

ウ 資源の豊度が低く、操業（採捕）が容易なため、資源の枯かつの恐れが大きい

エ 公共性の強い河川が主たる漁場である

(2) 漁業権の免許の条件（§127）

ア その水面が、水産動植物の増殖に適していること [客観的要件]

イ 免許権者が漁業権魚種の増殖をすること [主体的要件]

(3) 増殖の義務

ア 「増殖」

種苗放流、親魚放流、産卵場造成等の積極的な人為手段により、収穫の目的を持って、数及び量を増大させる行為

イ 増殖目標数の呈示

増殖事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、毎年、内水面漁場管理委員会が、漁業権者ごとに増殖目標数を策定し、公告している

ウ 増殖命令（§128 I）

知事は、漁業権者が増殖を怠っていると認めるときは、増殖計画を定め、計画に従って増殖すべきことを命令することができる。

エ 漁業権の取消し（§128 II）

増殖命令を受けた漁業権者が命令に従わないとき、知事は、当該漁業権を取消さなければならない。

(4) 遊漁規則制度（§129）

ア 「遊漁」

組合員以外の者がする水産動植物の採捕行為のこと（法§129 I）である。本来、組合員以外の者（「遊漁者」）が、漁業権魚種（漁業権の内容となっている水産動植物）を採捕することは、権利の侵害として、権利者から排除され制限されるべき性質のものである。

しかし、内水面の共同漁業権は、漁業権という私権の設定を認めたことと、内水面の公共的性格ということの両側面を調和するという権利自体に内在する制約として、単に独占排他的のみの主張は許されない性格を本来的に持っており、権利者たる漁協は、この侵害を当然には排除、制限しえないこととされている。

そこで、遊漁について制限をしようとするときには、遊漁規則を定め、知事の認可を受けることとされている（§129 I, VII）

したがって、遊漁規則の定められている内水面では、遊漁者は同規則の制限の範囲内であれば、漁業権魚種の採捕ができることとなる。

イ 遊漁規則

漁業権者が、員外者である遊漁者に対して遊漁の制限事項、漁場管理費・増殖経費等の負担義務等を定めたもの

特別議決事項：制定又は変更は知事の認可が必要（法§129 I, III）

知事は、認可に当って内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならない（法§129 IV）

ウ 遊漁規則の認可の基準（法§129 V）

(ア) 遊漁を不当に制限するものでないこと（=行使規則と同一なこと）

(イ) 遊漁料の額が、漁業権魚種の増殖及び漁場管理のために要する費用に比して妥当な額であること

(ウ) 知事は、遊漁規則の内容が上記（ア）及び（イ）に該当するときは認可しなければならない。

(エ) 遊漁料

増殖経費及び漁場管理経費の一部を遊漁者にも負担させる趣旨のものであり、その額の妥当性については、組合員の負担額と実質的に公平に配分されるべきものである。

京都府内水面漁場管理委員会における 遊漁料の額の算定方式等について

1 遊漁料の目安

遊漁料の額は、対象魚種の増殖事業費をその利用者数で除して得た額を目安とする。

- (1) 増殖事業費は、増殖直接費、増殖間接費及び一般管理費のうち増殖事業相当分とする。

増殖直接費→種苗費、運搬費、運搬にかかる人件費等

増殖間接費→増殖賦課金、漁場管理経費、遊漁券作成費等

一般管理費→組合運営に要する経費

- (2) 対象魚種の増殖事業費は、種苗費（増殖直接費）のうち対象魚種が占める比率を増殖事業費総額に乗じた額とする。

- (3) 利用者とは、採捕の実態からます類については遊漁者数とし、その他の魚種については、組合員数と遊漁者数を加えたものとする。

- (4) 遊漁者数は、値上げする魚種の遊漁承認証発行枚数から算出する。

$$\text{遊漁者数} = \text{年券の発行枚数} + (\text{日券収入金額} / \text{年券額 (1枚)})$$

2 遊漁料改正に当たっての考え方

遊漁料は、漁業法第129条第5項で水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであることと規定されているが、最近、遊漁料が高額であるとの声が一般遊漁者から出されている状況もあるので、遊漁料の改正に当たっては次の考え方を採用している。

「遊漁料の値上げは、組合の状況が以下の条件を満たしていることを最低条件として、認めることとする。」

- (1) 組合全体の収支が欠損になっていること。

ただし、漁業補償金は収入に算入しない。

- (2) 増殖事業に係る収支が欠損になっていること。

ただし、一般管理費のうち増殖事業相当分は支出に算入し、遊漁料、賦課金及び増殖補助金は収入に算入する。